

要配慮者利用施設など

要配慮者利用施設一覧

要配慮者利用施設の内、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある施設の一覧表を、市ホームページ上の防災マップ電子版から確認できます。

事業者の方は避難計画を作るなどして災害に備えてください。また、利用者の方は自分が利用する施設が該当しているか確認して、いざという時の避難方法を確認しておいてください。

防災マップ電子版 <https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/4/122094.html>



要配慮者利用施設とは…

社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を必要とする方々が利用する施設。

避難行動要支援者名簿

災害が発生したときに、地域住民が支え合い、助け合いながらみんなで助かるためには、平常時から避難体制を整えておくことが大切となります。

市では、自ら安全に避難することが困難で、支援を要する人について「避難行動要支援者名簿」(※)を作成しており、このうち地域への情報提供に同意した人の名簿を、区等避難支援関係機関へ提供しています。提供した名簿は、各区で「災害時住民支え合いマップ」の作成等に活用され、日ごろから住民同士が連携し、支え合う地域づくりに役立てられます。

※避難行動要支援者名簿に記載される人(在宅の方のみ)

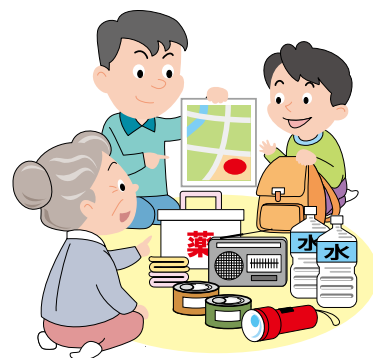
- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1) 65歳以上の単身で生活している人 | 5) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人 |
| 2) 75歳以上の人のみで生活している世帯の人 | 6) 要介護度3～5の認定を受けている人 |
| 3) 身体障害者手帳1・2級を所持している人 | 7) 災害時の避難行動について不安がある人 |
| 4) 療育手帳A1を所持している人 | (お申出いただければ、どなたでも記載されます。) |

「災害時住民支え合いマップ」とは…

災害時・緊急時に支援が必要な方に対して普段から、「いつ、だれが、どのように」安否確認や避難行動の支援をするのかなどを、地図上にまとめたものを「災害時住民支え合いマップ」といいます。災害時の助け合いには、普段からの顔の見える関係づくりが欠かせません。

区(地域)が中心になりマップの作成・更新を進めていますので、市民の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：福祉部 福祉課 福祉政策担当 TEL.0263-71-2253



危機管理課からのお知らせ

防災用品購入補助金制度

安曇野市では、市民の皆さんの災害時における在宅避難への備えを拡充していただくため、防災用品の購入に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

- ①補助対象者：安曇野市内に住所を有し、市税等の滞納がない世帯です。申請は同一世帯につき、年度内1回に限ります。
- ②申請対象品目：防災用品購入補助金の申請対象品目は下記①から⑯です。補助金交付を受けるには、**購入前に**申請が必要です。対象品目についての相談や不明な点は、危機管理課へお問い合わせください。
- ③補助率及び上限額：防災用品購入費の3分の1で上限額20,000円です。

対象品目

①防災セット(既製品※食料品や保存水のための防災セットは除く) ②発電機、蓄電池(モバイルバッテリーを含む) ③懐中電灯、ランタン ④簡易トイレ、携帯用トイレ ⑤寝袋、エアマット(エアマットは空気を取り込んで使用するもの) ⑥カセットコンロ等(屋外用も可) ⑦土のう袋・水のう袋 ⑧家具転倒・落下防止器具 ⑨感震ブレーカー ⑩ガラス飛散防止フィルム ⑪屋外用テント※部品のみは除く ⑫クーラーボックス(温冷庫、充電式のものを含む) ⑬折りたたみ椅子、折りたたみ机 ⑭食器※陶器製等、割れやすいものは除く ⑮防犯ブザー、笛 ⑯浄水器(災害時に飲料水を作ることができるもの) ⑰ストーブ(電気を使わないもの) ※ガスボンベや電池等の消耗品は補助対象となりません。

申請方法

対象の防災用品を**購入する前に**、①補助金等交付申請書、②補助金申請内訳表、③安曇野市防災用品購入補助金にかかる個人情報の確認に関する同意書、④購入予定の商品の詳細と金額が分かる書類(見積書、HPを印刷したもの等)を、危機管理課または各支所地域担当へ提出してください。詳しくは危機管理課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

防災用品購入補助金
(市ホームページ) ▶



安曇野市消防団 団員募集中!

羽ばたかせよう! あなたの力を安曇野市消防団で!
分団・女性消防隊・本部隊・音楽ラッパ隊(音楽部・ラッパ部)

市内在住・在勤で18歳以上の方なら男女問わずどなたでも参加できます。

あなたも「地域防災の要」となる消防団員として活動してみませんか。

- 主な活動… ●火災現場での初期消火対応等 ●行方不明者の捜索
●その他訓練や警戒、消防出初式、ポンプ操法大会など

消防本部(消防局)



常備消防

消防が本職の人が勤務
消防行政の全てを担う

一般職の 地方公務員

消防団



非常備消防



生業を別に持ちながらも
地域防災の担い手として
地域に密着して活動

非常勤特別職の 地方公務員

消防団に関する
よくある質問



消防団員は、「非常勤特別職の地方公務員」となり年額報酬や火災や訓練に出動した際には手当が支給され、5年以上勤務して退団するときは、退職報償金が支給されます。また、活動中に負傷した場合には、公務災害補償制度の対象になります。活動に必要な活動服等や装備品は貸与されます。《消防防災係 0263-72-6769》



安曇野市消防団応援キャラクター
ショウくん

